

入札公告

(分任支出負担行為担当官)
海上自衛隊大湊地区総監部経理部長
堀田 剛志

下記のとおり、一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

契約管理番号	件名	履行期限	履行場所
G26-S26-2000313901-00	航空タービン燃料Jet A-1 (バルク)	令和8年7月23日(木)	仕様書のとおり

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有すること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 入札手続等

- 仕様書又は内訳書の交付期限
日時:令和8年6月19日(金) 16時45分
受領の際に「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。なお、遠方であるため直接仕様書又は内訳書の受領ができない場合は、「入札参加申込書」に上記の書類を添えてFAXで送信すること。確認後、仕様書又は内訳書を契約課審査係がFAXで送付する。
- 入札の日時及び場所
日時:令和8年6月22日(月) 13時15分
場所:大湊地区総監部経理部契約課入札室
(ただし、郵送による入札書の受領期限は 令和8年6月19日(金) 16時45分 必着
入札書の送付先:〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課)
- 入札方法:総 価
- 入札の無効
ア 本公告に示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した者。
イ 電送による入札。
ウ 仕様書又は内訳書を交付期限までに受領していない者。

4 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金:免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

5 契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。

6 適用する契約条項

売買契約一般条項

7 入札及び契約心得並びに契約条項を示す場所

大湊地区総監部経理部契約課入札室

8 その他

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので各入札者は、消費税課税免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税基準と一致しないものは除く。
- 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、さらに封筒に封入し、封筒表面に件名を朱書の上、必ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。
- この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
- 中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者をいう。)である場合には、一定の条件を満たす契約について、流動資産担保融資保証制度を利用することができる。その場合、「債権譲渡制限特約の部分的解除に関する特約条項」を適用する。
- 問い合わせ先 (担当:白石)

〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課
電話:0175-24-1111(内線2252) FAX:0175-29-1659

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	9130-423-94235-J	仕様書番号	
名称	航空タービン燃料 Jet A-1 (バルク)	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和8年6月5日
		改正年月日	-
		第25航空隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、函館空港において海上自衛隊航空機に供給する航空タービン燃料 Jet A-1 (バルク) の調達について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

JIS K 2209 航空タービン燃料油

2) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号）（以下“物管訓令”という。）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。令和8年8月3日）（以下“経理執務要領”という。）

b) 関連文書

1) 規格

ASTM D 1655 Standard Specification
For Aviation Turbine
Fuels

2) 仕様書

DSP K 2206F 航空タービン燃料

3) 法令等

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

石油製品及び石炭に係る受領検査実施基準（装本需品第323号。27.10.1）

海上自衛隊経理事務取扱規則（令和8年海上自衛隊達第33号）

2 製品に関する要求

製品の品質は、JIS K 2209に適合する製品とし、外観、水分及びきょう雑物を確認し、水分混入によって白濁のないものとする。

3 品質検査等

品質検査等は、次による。

- a) 契約の相手方は、外観及び色相の試験を実施し、納入時までに社内試験成績書（様式適宜）を受領検査官に送付し、検査を受けるものとする。
- b) 納入数量は、官側の計測数量を納入数量とする。

4 給油

4.1 内容

契約の相手方は、海上自衛隊のSH-60K型航空機に対し、箇条2に示す航空タービン燃料の給油を行う。

なお、納入方法はタンクローリー（レフェューラー）から航空機へのシングルポイントノズルを使用した圧送給油とする。

4.2 実施要領

官側は、契約の相手方に対して、実施計画を前週までに通知し、最終的な実施計画は、航空機が離陸する48時間前までに通知する。契約の相手方は、実施計画の通知を受けたならば、官側に対し、速やかに給油日時及び給油数量の可否について回答する。

なお、発注を取り消す又は変更する場合、速やかに官側から契約の相手方に対して通知するものとする。

4.3 搭載場所

搭載場所は、函館空港とする。

4.4 納入数量

納入数量は、300Lとする。

4.5 搭載時期

- a) 搭載時期は、令和8年6月23日又は24日（予備日）とする。
- b) ただし官側の都合により、前a)項の搭載時期に納入できない場合は、令和8年7月23日までの間を搭載時期に変更し、細部については官側と別途協議するものとする。

4.6 材料及び器材等

給油に必要な材料及び器材等は、契約の相手方が手配するものとする。

5 その他の指示

5.1 緊急時連絡体制表

契約の相手方は、契約後速やかに緊急時連絡体制表（様式適宜）を作成し、受領検査官に提出するものとする。

5.2 提出書類

提出書類は、表1による。

表 1－提出書類

番号	提出書類	提出時期	提出先	部数	様式
1	社内試験成績書	納入時まで	受領検査官	3	様式適宜
2	納品書・(受領)検査調書	納入後速やかに	受領検査官	6	物管訓令別記様式第38
3	緊急時連絡体制表	契約後速やかに	受領検査官	1	様式適宜

5.3 調整事項等

調整事項等は、次による。

- a) 契約の相手方は、指定された搭載時期において、数量や納入指定日の変更があった場合を含めて、常時納入できる態勢を維持するものとする。
- b) 緊急に給油の必要が生じた場合は、給油日時及び給油数量について、官側から契約の相手方に対して連絡し、契約の相手方は当該緊急給油発生に対して、速やかに給油するものとする。また、当該緊急給油の実施が困難な場合は、官側は速やかに給油可能時刻を連絡する。
- c) 搭載までの燃料の保管、輸送及び関係器材等の手配等は、全て契約の相手方が行う。その他この契約を履行する上で必要な国外における一切の関係諸手続きについても同様とする。
- d) 契約の相手方は、搭載場所及び日時等の情報を第三者に対して漏えいすることがないよう適切な処置をとらなければならない。
- e) 契約の相手方は、搭載場所において、官側との連絡体制を確立すること。

6 疑義事項

この仕様書において疑義事項が生じた場合は、官側を経由し契約担当官等と協議するものとする。